

「特定非営利活動法人キャリアネットワーク北陸」定款 改定案

資料 1

新旧対照表

※修正(追加含む)：計 7 箇所

条項	旧（現行）	新(改定案)
第 6 条	(種別) この法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって特定非営利活動法人法(以下、法という)上の <u>社員</u> とする。	(種別) この法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって特定非営利活動法人法(以下、法という)上の <u>会員</u> とする。
第 7 条 2	(入会) 会員として入会しようとするものは、 <u>理事長が別に定める</u> 入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。	会員として入会しようとするものは、 理事長が別に定める 入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
第 9 条 (3)	(会員の資格の喪失) 継続して <u>2 年</u> 以上会費を滞納したとき。	継続して <u>1 年</u> 以上会費を滞納したとき。
第13条 2	(役員) 理事の内、1 人を理事長、 <u>2 人</u> を副理事長とする。	理事の内、1 人を理事長、 <u>2 人以内</u> を副理事長とする。
第26条	(議長) 総会の議長は、 <u>その総会において、出席した正会員の中から選出する。</u>	総会の議長は、 <u>理事長とする。</u>
第28条 3	(議決) 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の <u>社員</u> 総会の決議があったものとみなす。	理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の <u>社員</u> 総会の決議があったものとみなす。
附則	この定款は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。	この定款は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。 <u>この定款は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。</u> (追加)